

2023年8月1日

会報 ふれあい

第248号

発行 せきがやふれあいの会

円海山歩く会

☆8月の円海山歩く会は暑いので休会です。9月にお会いしましょう。

(9月も7月同様15時集合です)

☆10月12日(木曜日) 真鶴半島を予定しています。

※詳細は会報ふれあい10月号掲載予定。

☆11月16日(木曜日) バスハイクを予定しています。

※詳細は会報ふれあい9月号掲載予定。



歩く会

リクエスト第30弾

第95回「ふれあいティータイム」

懐かしの映画上映会「挽歌」

「太陽の季節」の昭和31年と東京タワーの昭和33年に挟まれた昭和32年、釧路に住む当時無名の原田康子が書いた小説「挽歌」とそれを映画化した「挽歌」が大ヒットした。映画の監督は五所平之助。主演は久我美子、森雅之、高峰三枝子、渡辺文雄。

兵藤怜子(久我美子)は、母親を早く亡くしその上子供の時の病気の為、左肘が硬直していると言う不自由を抱えているが、裕福な父親、優しい幼馴染(石原朗)に囲まれ平凡ながら、恵まれた暮らしをしている。しかし、心の奥に満たされないモノを感じている。怜子はふとしたことで中年の建築技師桂木(森雅彦)を知る。桂木の中に何か自分と同じ虚しい心を感じ惹きつけられる。更に彼の妻(高峰三枝子)が医大生(渡辺文雄)と不倫関係にある事を知り、痛みを抱えながら生きている大人たちへの興味から桂木夫妻に近づく。自由に生きているように見える怜子の周囲の霧と荒野が怜子の心の奥の孤独を映すようで印象に残る。



作者の原田康子は1949年から釧路新聞(当時は東北北海道新聞)の記者をしていた。1952年の春、行方不明になっていた天才少女画家の遺体が阿寒湖畔で発見されると言う事件があった。関連して、彼女の恋人だった岡村昭彦は彼女に会いに、釧路から阿寒まで70kmを歩いていったと言う記事がある。「挽歌」で渡辺文雄が扮する医学生が荒野の中を歩くシーンがあり、このシーンに上記の出来事の影響を見る。なお、少女の死は後に渡辺淳一が「阿寒に果つ」と言う小説に書く。また、岡村氏は後にライフ誌にベトナム戦争の写真を掲載された事で知られる。(野呂)

日時：8月8日(火) 午後1時半～ 場所：自治会館 上映時間：127分
会費：無料(申し込み不要、当日自由にお越し下さい)





包丁研ぎます

包丁研ぎを下記の日程で行います。

従来ご要望の多い“苜込ばさみ”も対象としますが、先着10丁までと致します。

下記の要領で自治会館へご持参下さるようお願い致します。

日 時：8月21日（月） 午前9時半～10時半にお持ち下さい。

場 所：自治会館1階 会議室

お渡し：午後12時～13時

料 金：庖丁一般；200円/本（一人3本まで）

苜込ばさみ；400円/本（一人1本）



※ご自分の庖丁・に記名してご持参下さい。 ※問い合わせ：高橋

★取りに来るのを忘れる方がいます。くれぐれも時間までに取りにきて下さい。

せきがやふれあいの会とは？

平成8年11月、行政の求めに応じ立ち上がりました。

高齢化社会の到来に伴って、地域での共助の必要が論じられるようになり、高齢者への助けを目的に、行政の指導によって各町内会、自治会ごとに組織作りが進められ、関ヶ谷自治会でも会が立ち上がりました。

当初、民生委員、保健指導員（現保健活動推進員）、友愛活動推進委員等の公職委嘱者を中心として、自治会の福祉部とボランティアが加わってスタートしました。代表は自治会長が兼任しました。

近くにケアプラザができてからは、健康寿命を延ばす事を主眼に、高齢者が気軽に参加できる行事や触れ合える居場所の提供、又高齢者向けちょこっとサポートを行っています。

行事に参加することで、言葉を交わす方が一人でも増えると良いなと思います。事前の申し込みは原則不要です。又一緒にボランティアをして下さる方も募集しています。



★未成年の娘がスマホのオンラインゲームで課金、高額で払えない★

◆◆◆ 相談事例 ◆◆◆

先月、スマホ料金の支払いに使用しているクレジットカードから8万円引き落とされていた。

自分では使った記憶がなかったので、カード会社に問い合わせたところ、スマホのゲームの請求と分かった。子供に確認したところ、課金したことを認めた。今月も7万円請求が来ており、支払えない、どうすればよいか。（相談者 40才 女性）

◆◆ センターからのアドバイス ◆◆

未成年者が法定代理人の同意を得ずに行った契約は取消しが可能な場合もあります。しかし、保護者のスマートフォンを使用して子供が勝手にゲームで課金した場合は、それを証明することが難しく、取消しが認められないケースもあります。スマホのプラットフォーム事業者（スマホのアプリを配信している会社）に未成年者による課金だったことを申し出て、話し合みましょう。また、クレジットカード会社にも事情を話しておきましょう。

センターには未成年者の子供がスマートフォンを使用したゲームで保護者の承諾なく課金し、請求が高額になってしまったという相談が多く寄せられています。子供が許可なく課金できないように設定を工夫したり、オンラインゲームを利用する際のルールを家庭内でよく話し合うことも必要です。

（消費生活センターより）

